

企業会計審議会、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を公表

2013年6月20日、金融庁の諮問機関である企業会計審議会は、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下、「当面の方針」)を公表した。この「当面の方針」において、わが国において認められる第4の会計基準として「エンドースメントされたIFRS」を追加することが提案された。本ニュースレターでは、「当面の方針」が公表されるまでの経緯及び「当面の方針」の具体的な内容について解説する。

【要約】

- 2010年3月期からIFRSの任意適用が開始されたが、2013年5月末現在、IFRS任意適用企業数は、適用公表企業を含め、20社程度にとどまっている。
- 単一で高品質な国際基準の策定におけるわが国の国際的な発言権を確保していくためには、わが国においてIFRSの任意適用の積上げを図る必要がある。
- IFRS任意適用の積上げのために、任意適用要件の緩和、エンドースメントされたIFRSの策定及び単体開示の簡素化を行うことが提案されている。

1. 基本的な考え方

「当面の方針」は、2008年のワシントンサミットの首脳宣言で示された「単一で高品質な国際基準を策定する」という目標の実現は、世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、わが国としてもこの目標の実現のために主体的に取り組むことは、日本の企業活動・資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際的競争力を確保する観点から重要であるとしている。

また、「当面の方針」は、IFRS策定への日本の発言権を確保していくことが重要であり、そのためには、IFRS財団への人的・資金的貢献を継続するとともに、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRSの顕著な使用」を勘案しながら、わが国のIFRSへの態度を明確にする必要があるとしている。

しかし、「当面の方針」は、現在のIFRSの内容については、基本的な考え方として受け入れ難い項目や、わが国の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが過大であると考えられる項目が一部に存在し、国際会計基準審議会(IASB)において開発中の項目も存在するとしている。また、米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することも勘案する必要があるとしている。

以上のことから、「当面の方針」では、IFRSへの対応として、「任意適用要件の緩和」、「エンドースメントされたIFRSの策定」及び「単体開示の簡素化」に関する考え方が示された。

2. IFRS任意適用要件の緩和

2010年3月31日以後終了する連結会計年度から、一定の要件を満たす会社(特定会社)は、IFRSに準拠した連結財務諸表を提出することが認められるようになった。

「特定会社」の要件	「当面の方針」
■ 上場していること	→ 撤廃を提案
■ IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること	→ 維持を提案
■ 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること	→ 撤廃を提案

任意適用要件の緩和により、任意適用する企業数が増加することが期待され、また、上場準備段階からIFRSの適用を検討するIPO企業の負担軽減が見込まれる。

そこで、「当面の方針」では、任意適用要件のうち、「上場企業であること」及び「国際的な財務活動または事業活動を行っていること」の2つの要件は撤廃すべきとの考えが示された。

3. エンドースメントされたIFRSの策定

わが国で任意適用されているIFRSは、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めたものである。「指定国際会計基準」は、現時点では、IASBが策定した全ての基準がそのまま指定された形となっている(いわゆるピュアIFRS)。

「当面の方針」では、IFRSの取込方法は各国様々あるものの、多くの国・地域でエンドースメント手続(自国基準へのIFRSへの取込手続)が導入されており、わが国においても、「るべきIFRS」あるいは「わが国に適したIFRS」という観点から、個別基準を1つひとつ検討し、必要があれば一部基準を削除または修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることは、わが国における柔軟な対応を確保する観点等から有用であるとされている。

この場合、日本基準、米国基準、ピュアIFRS、エンドースメントされたIFRSという4つの基準が併存することとなるが、「当面の方針」では、4つの基準の併存状態は大きな収斂の流れの中での1つのステップとして位置付けることが適切であるとされている。なお、エンドースメントされたIFRSは強制適用を前提としたものではなく、あくまでも任意適用を前提としたものである。

「当面の方針」では、具体的なエンドースメント手続について、まず、会計基準の策定能力を有する企業会計基準委員会(ASBJ)において検討を行い、ASBJが検討した個別基準について、金融庁が指定する方式を採用することが適当であるとされている。また、IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては、公益及び投資家保護の観点から、例えば、以下の観点を勘案すべきであるとされている。

- 会計基準の基本的な考え方
- 実務上の困難さ
- 周辺制度との関連 等

同時に、「当面の方針」では、削除または修正する項目の数が多くなるほど、国際的にはIFRSとは認められにくくなり、IFRS策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じるおそれがあるため、わが国の国益も勘案しつつ、單一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除または修正する項目は国際的に合理的に説明できる範囲に限定すべきであるとされている。

4. 単体開示の簡素化

わが国の上場会社が作成する財務計算に関する書類は、金融商品取引法(以下、「金商法」)に基づいて作成する財務諸表と、会社法に基づいて作成する計算書類の2種類がある。

金商法における開示制度では、連結財務諸表と単体財務諸表の両方の開示が義務付けられているが、連結財務諸表を中心とした開示が定着している。このため、金商法の制度趣旨に鑑みて、単体開示の簡素化について検討することが適当との考えが示された。

また、金商法適用会社は、会社法においても連結計算書類と単体計算書類の両方の作成が義務付けられているが、金商法において、会社法の要求内容と異なる内容の単体財務諸表の作成を求めるることは、作成者に二重の負担となる。

これらの点を踏まえて、「当面の方針」では、以下のような考え方のもとで、金商法における単体開示の簡素化を図ることが適当との考えが示された。

簡素化の対象	簡素化の内容
本表 (貸借対照表、損益計算書 及び株主資本変動計算書)	金商法と会社法との開示水準が 大きく異ならないため、会社法の 要求水準に統一することを基本と する(様式の統一)。
注記、付属明細表、主な 資産及び負債の内容	金商法と会社法との開示水準が 大きく異ならない項目については、 会社法の要求水準に統一すること を基本とする。 また、金商法の連結財務諸表にお いて十分な情報が開示されている 場合には、金商法の単体ベースの 開示を免除することを基本とする。

なお、単体開示の簡素化にあたって単体開示の情報が少なくなることへの懸念から、例えば、連結財務諸表におけるセグメント情報の充実等が提案された。また、単体開示の簡素化の対象は、連結財務諸表の作成会社に限定されたほか、規制業種についても所管省庁の意見を聴取すべきとの見解が示されている。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.